令和６年度

第１回東大和市地域福祉審議会会議録

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

○Ａ会長　それでは、次第６、議事に入ります。

（１）専門部会の設置並びに部会員の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進課長　それでは、専門部会の設置並びに部会員の選出について、事務局から説明させていただきます。資料につきましては、資料４をご覧ください。こちらの審議会専門部会設置（案）でございます。こちらには、東大和市地域福祉審議会条例第８条の抜粋を掲載させていただいております。読み上げさせていただきます。

第８条第１項、審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第２項、部会員は、委員のうちから会長が指名する。

第３項、専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

このようになっております。地域福祉審議会でご審議いただきます計画については、地域福祉計画、障害者総合プラン、健康増進計画、この３つとなっております。このため、部会といたしましては、３つの計画に関連する地域福祉部会、障害者部会、健康推進部会を置く案をお示しさせていただいています。なお、この３部会構成案は前回までの第１０次の審議会での部会構成と同様でございます。

事務局からは以上です。

○Ａ会長　ありがとうございます。資料４をそのままご覧いただきまして、今、事務局から部会の構成について、第１０次審議会に引き続き、地域福祉部会、障害者部会、そして、健康推進部会の３部会で構成案が示されています。これについては、地域福祉審議会条例に基づいた割り振りになっております。

何かこの構成について、ご意見、ご質問がございましたら、名前をおっしゃってからご質問のほうをよろしくお願いいたします。いかがでしょう。よろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、専門部会構成について、質問等がないということなので、ここまでといたします。

次に、部会員は会長指名となっておりますので、第８条第２項により私が指名する権限を有しますが、部会員につきましては事務局から案を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉推進課長　事務局におきまして、これまでの部会構成などを参考にいたしまして、部会員案を作成しております。お手元にお配りいたします。

○Ａ会長　お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

じゃあ、当日配付②の部会員の構成（案）をご覧いただきまして、たった今、事務局から部会員の構成（案）が示されましたが、ご覧いただきましていかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、部会員について質問等はございませんので、ここまでといたします。

ここでお諮りしたいと思います。（１）専門部会の設置並びに部会員の選出について、事務局が示した最終案について賛同されるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○Ａ会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

お配りしました資料のタイトルに（案）がついておりますが、この（案）を取っていただきたいというふうに思います。各部会員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、部会長については、地域福祉審議会条例の規定により、それぞれの部会で集まった際に、互選にて決定いただくことになっております。各部会の最初の開催の際、部会長の選出をお願いいたします。

続きまして、（２）諮問内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進課長　事務局から説明します。先ほどお配りいたしました諮問書の写しをご覧いただけますでしょうか。こちらにございます諮問書では、１、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関することを諮問させていただいております。

今回の諮問は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関することのみとなります。令和３年度に、地域福祉計画に関することと健康増進計画に関することについて諮問しておりますことから、現在はこの３つを諮問していることになっております。

お手元の資料５をご覧ください。こちらは、福祉分野に関わる計画の期間の関係図になっております。

第１１次地域福祉審議会委員の皆様におかれましては、福祉分野の各計画のうち、こちらの図の色がついております地域福祉計画、２つ下の障害者総合プラン、その下の健康増進計画につきましてご審議いただくこととなります。

地域福祉計画につきましては、第６次の計画が令和３年度から令和８年度までの計画となっております。

次に、障害者総合プランにつきましては、今年度より新たに計画期間を３年とする計画が始まっており、令和８年度までとなっております。

最後に、健康増進計画につきましては、第２次の計画が令和３年度から始まっており、令和８年度までの計画となっております。

このような流れから、第１１次の地域福祉審議会におきましては、この３年間の中で、地域福祉計画、障害者総合プラン、健康増進計画の改定があることから、皆様に改定のための審議をしていただくことになります。この３つの計画に対する答申につきましては、令和８年度に行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○Ａ会長　ありがとうございます。事務局から（２）諮問内容について、説明が終わりま

した。ご質問がございましたら挙手の上、名前をおっしゃってから発言をお願いします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、皆様、こちらにつきまして質問がないということでございますので、ここでお諮りしたいというふうに思います。

（２）諮問内容について、事務局が示したとおり賛同されるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○Ａ会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

諮問内容について説明がございましたが、答申の方法について、私のほうから１つ提案がございます。当審議会の答申を市長の諮問に応じた形で行ってはどうかということになりますので、これ１点、資料を皆様方に配付させていただきたいというふうに思います。

お手元に、地域審議会全体会と書いてある、ちょっとカラフルな横の棒グラフ、ございません方はお手を、大丈夫でしょうか。

少し簡単に説明をさせていただきたいというふうに思います。答申や諮問っていうのがちょっとめんどくさい、ごちゃごちゃしてると思うんですけど、ちょっとシンプルにしたいなというふうに思っています。配付させていただいた資料をご覧いただきまして、令和５年までは、毎年度、地域審議会から市長に対して答申を行っています。一方、市長の諮問については、地域福祉計画、健康増進計画の計画期間が６年間、障害者総合プランの計画が３年間であることから、この期間を考慮して６年ごとまたは３年ごとに諮問を行っているという形になります。このように、諮問と答申の回数はかならずしも一致していなかったことが慣例になっておりました。しかし、諮問に応じて答申をすることが通常の考えというふうになります。このため、答申も諮問に応じて、例えば計画について答申する場合は、次の計画の策定期間を踏まえて答申期間、時期を設定するのがよいことではないかというふうに考えております。こうすることで諮問に対する答申の関係が明確になると同時に、答申のための審議の時間を十分確保できるというふうに考えております。

なお答申の対象についても併せてご説明いたします。本日、諮問を受けたのは、障害者総合プランを構成する障害関係の３計画であります。令和３年に諮問を受けた地域福祉計画及び健康増進計画等については、まだ最終答申には至っておりません。このため、これらを合わせて答申の方向を先ほどご説明した方向に変更するので、説明が長いとよく分からない思うんですけれども、要は諮問があって答申をすることに、これが今まで毎年毎年、慣例のようにしていたのをそれを通例に戻す。通例に戻すといったらそうなります。

資料をご覧いただきまして、また、私の今の説明をして、委員の皆様、ご質問等がありましたらお手を挙げていただいて、お名前をおっしゃって発言をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。ちょっと分かりづらいかもしれないんですけどシンプルにしたいというところでございます。よろしいでしょうか。

では、答申の方向について質問がないということでありますので、お諮りしたいというふうに思います。

今後の答申の方向は提案の内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○Ａ会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

続きまして、（３）令和６年度～８年度地域福祉審議会の協議スケジュール概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進課長　事務局から説明します。資料６をご覧いただけますでしょうか。こちらが、令和６年度～８年度地域福祉審議会の協議スケジュールを示させていただいたものでございます。

令和６年度の協議スケジュールといたしまして、各部会で部会長を選出していただき、令和５年度実施状況報告につきましてご審議いただきたいと思います。その後、第２回地域福祉審議会全体会で、各部会の部会長からご審議いただきました内容につきましてご報告をお願いする次第でございます。

なお、各部会の日程につきましては、部会ごとにお伺いさせていただきたいと考えております。

続きまして、令和７年度の協議スケジュールといたしまして、各計画の策定に向けた準備アンケート、令和６年度実施状況報告についてご審議いただきたいと考えております。

最後に、令和８年度の協議スケジュールといたしまして、各計画の中間案、最終案、答申案ですね。令和７年度実施状況報告についてご審議いただき、市長に答申書をご提出いただく予定で考えております。

なお、スケジュールは現段階での予定ですので、状況に応じて変更もあり得ますことをご了承願います。

事務局の説明は以上でございます。

○Ａ会長　ありがとうございました。事務局から令和６年度～８年度について審議会の協議スケジュールの概要について説明が終わりました。ご質問などございましたらお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いします。

○Ｂ委員　実は、この資料６をこちらに来て見せてもらったら、こういうふうにスケジュールは記載してあって、なかなか親切で分かりやすく記載してあるなと思いつつ、これまでの感じだと、各年度末に答申をしなきゃいけないというんで、答申をまとめる作業があるはずだと思ってたんです。そしたらそれが記載してありませんでしたので、それでこの会議の先ほど会長から各年度の答申は最終年度だけでいいんじゃないかと説明が説明書と一緒に配られたんで分かったんです。それが、恐縮ながら、事前にある程度整合性が取れた各年度末に答申はしないというようなことでこの資料６も作ってあったと、こういうこ

となんですね。

ということをちょっと確認したかったんです。

○地域福祉部長　ありがとうございました。事務局からご説明いたします。最終的に答申をどうするかというのは、まさに地域福祉審議会のご判断になりますので、もう私どもとしては、まず最初に、そちらの議案をＡ会長から出していただいて、その上でこの資料を作ったのは確かに時系列的にはそれよりも前でございますけれども、皆様がそのようなご判断をするであろうという前提の下に作らせてもらいました。ただ、もし、答申を毎年やるという結論になったならば、当然口頭で修正をさせていただいて、ご提案をするつもりでございましたが、今回はＡ会長の提案どおりということでございましたので、各検討も協議スケジュールも修正せずそのままお配りしたということでございます。

以上です。

○Ｂ委員　分かりました。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

Ｃ委員、お願いします。

○Ｃ委員　社会福祉協議会のＣです。

すみません、ちょっと話ずれちゃうかもしれないですが、各計画とも８年度、この皆さんの任期に応じて終了するということになろうかと思いますけど、そうすると、９年度に新しい計画ができるのかなと思うんですが、こちらではないと思うんですが、策定のイメージはどういう形でみているのかお教えいただければなと思います。

○地域福祉部長　事務局のほうからお答えいたします。

計画の場合は大抵、大体２か年かけてつくり上げるということであります。今回は、今、現行の計画が８年度末までということになりますので、その次の計画は９年度の頭からということになります。すると、逆算いたしますと、７年度、８年度の２か年かけて計画をつくり上げるということになりますが、最初の７年度につきましては、大体、実態調査、関係者やそれから事業者等からアンケート調査をいたしまして、それをこの地域福祉審議会で状況を説明しながらいろいろご意見を頂くということが中心になろうかと思います。そして、それにこのアンケート調査に基づきまして、実態調査に基づきまして、計画の原案を私ども事務局のほうがつくり上げまして、それを今度は８年度の全体会あるいは専門部会のほうで皆さんからご意見を頂きながらたたき上げていく。こういう形で最終的に８年度の最後の全体会で答申の内容という形でまとめさせていただいて、この全体会でのご了承いただきましたら、その内容をもって会長から市長に答申という形で出させていただくということになります。こういう流れとしてこういうことなんですけども、ご質問に答えているかどうか。

○Ｃ委員　ありがとうございます。確認したかったのはそこでして、要はこの委員会は８年度までの計画を見守るというだけではなくて、９年度以降の計画の策定にも関わるとい

うことでよろしいわけですね。その確認をしたかった。ありがとうございます。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

今、Ｃ委員からのご質問があったように、部長からもご説明がありましたけれども、各部会でしっかり詰めていって、そして、この審議会でお諮りいただくと、そういう流れになりますので、いざ部会が始まりましたら皆様方のご協力をお願いします。

Ｄ委員。

○Ｄ委員　東大和障害福祉ネットワークのＤです。

いろいろ分からないことがあるんですけど、少しずつ伺っていきたいと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、障害者総合プランなんですけども、これだけ３年ごとに策定していくっていうことは、何かほかとの違いっていうのはあるんでしょうか。

○地域福祉部長　事務局のほうからお答えします。障害者総合プランは３つの計画をまとめたものでございまして、それぞれ障害者基本法ですとか、それから障害者総合支援法ですとか、あるいは児童福祉法に基づいた計画となっております。このうちの幾つかの計画につきましては、計画期間を法定されておりまして、３年ということになっておりますので、私どもとしては、障害者総合プランは３年の計画期間を設定させていただいたということでございます。

これに対しまして、地域福祉計画ですとか、健康増進計画はそのような計画期間が法で定まっておりませんので、私どもとしてはこの計画とも勘案しながら６年間の計画期間を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○Ｄ委員　ありがとうございました。

○Ａ会長　では、Ｅ委員ですね。お願いします。

○Ｅ委員　Ｅと申します。答申を令和６年、７年はしない、８年でするということなんですけど、やはり６年は６年で、部会で中間の１年間のまとめをして、さらにそれを基に７年度もさらにどうしたらいいかということで、やはり年度ごとに部会でまとめることは難しく、積み重ねですから、やっぱりだだだっと２年間やるんじゃなくて、１年は１年でその部会で意見を集約して、それを基にまた７年度もやっていくっていう方法でやったらどうでしょうかね。

○地域福祉部長　事務局からお答えいたします。今、Ｅ委員のご提案のとおり、部会でたたいたものをもちろんまた全体会でご報告をさせていただく形になりますけれども、今度はそれを踏まえて次年度の部会でさらにその審議を深めて、こういうことは当然想定されることでございまして、各部会の進め方はそれぞれ部会長の下に各部会員が決めることでございますけれども、その審議の仕方につきましては、今おっしゃるような形のことは当然考えられるということでございます。

今回、答申を計画策定年に合わせた形で答申をするというのは、そういった審議の積み重ねが可能になるということがありますので、私どもとしてはそういう形に、皆さんのご承認をいただいたならば、その形がよろしいかなと思いますけれども、各部会のほうでご判断いただければというふうに思います。

以上です。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないということでございますので、ここでお諮りをしたいというふうに思います。

（３）令和６年度～８年度地域福祉審議会の協議スケジュール概要について、事務局が示したとおりでご賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○Ａ会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定いたしたいというふうに思います。

最後に、その他でございますけれども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

Ｆ委員、お願いします。

○Ｆ委員　公募委員のＦです。

１つ気になったのが、やはり障害者、例えば車椅子ユーザーなんかがこの会議にいないっていうのをちょっと私自身危惧してまして、あ、いらっしゃいますか、実際に、部会の中にやっぱり当事者っていうのの意見っていうのはすごく大事だと思うので、例えば傍聴人、今回も来てないんですけれども、この会議室だったら車椅子でも入れると思うので、車椅子の人も入れますよっていうのを例えば案内に一報入れていただくですとか、私の妻も実は車椅子ユーザーでして、ここの会議棟の２階って、多分、車椅子入れないと思うんですね。会議棟で１回会議に行こうと思ったときに妻は行けなくて、会議棟イコールもう入れないもんというイメージがやっぱりあるみたいなんです。

そうすると、こういう会議があるってなったときに、会議棟でやるなら来れないだなと思ってる人がもしかしたらほかにもいるのかなと思いまして、今回、車椅子の方がいらっしゃるんですけども、次回も例えば傍聴できた方がこういう感じだったなって雰囲気見て、次回、公募の委員として応募される可能性もあるのかなと思って、もし可能でしたら車椅子でも入れますよだったり、この部会をやるときの部屋についても、２階じゃなくてここでやるとか、なんか車椅子の人が参加しやすいような会議の開き方を考えていただければと思います。

以上です。

○地域福祉部長　事務局からお答えいたします。ありがとうございます。私どもとしては、地域福祉審議会あるいは専門部会の開催場所の問題として、今ご質問にあった車椅子ユーザーあるいはその他障害を抱えた方でも参加しやすい場所というものをなるべく配慮して

設定したいと思っております。

ご存じだと思いますけれども、障害者差別解消法に基づいた合理的配慮というものが私どもには課せられておりまして、様々な事業をするに当たって、障害のあるなしにかかわらず参加に制約がないような形で配慮する。過度な負担にならない範囲で配慮するということが求められております。今まで昨年度までは、国や公共団体だけだったんですけども、民間事業者も今年からはこの合理的な配慮を求められることになりましたけども、世の中全体が障害に対する配慮をするということになっておりますので、私どもとしてはこういう会議の開催場所につきましてもなるべくとしか申し上げられないんですけれども、いろんな方が参加できるような形で場所の設定を配慮したいなというふうに考えております。

以上です。

○Ａ会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いします。

○Ｂ委員　すみません。公募のＢです。

事務局の方と会長にお願いです。すみません。例の答申のことで、一応ここでは、中間年は答申しないということで了承されたといいつつも、しかし、各部会での判断というような説明でもありましたが、万一、例えば私の地域福祉部会、これは毎年、答申しようじゃないかという意見が多数になる。ほかの各部会では答申しないというようなことは、各部会で単体で、じゃあ、地域福祉関係だけどそのほかのこともできないだろうと思うんですね。審議会として全体で答申するかしなかということで、各部会で審議していく過程において、もし意見が多少違ってくるようなことがあれば、恐縮ながら、会長と事務局に調整していただくということをしていたんではないかと。つまり地域福祉部会は答申しようと頑張っているし、ほかの２つの部会は、答申なんか最終年度でいいんじゃないかというようなことになるのをやや心配しております。

○地域福祉部長　ありがとうございます。ちょっと事務局からご説明いたします。

先ほどの諮問に対する答申の関係を明確にする。それから答申のための審議の時間を確保するという趣旨で、計画策定年を踏まえた答申をご提案して了承されたわけですが、ただ、このやり方につきましては、例えば、臨時にその福祉的な課題が生じて臨時の答申が必要だろうということが、もし、地域福祉審議会の意見としてまとめられたならば、当然のことながら、計画策定年を踏まえずに随時の答申ということもあり得るということを想定しております。

それから部会の意見で答申をしたいということがあった場合でございますけれども、答申は基本的に地域福祉審議会としての名義で出しますので、部会の名義では出しませんので、それを一旦この地域福祉審議会の本会議で、全体会でたたいていただいて、もし答申が必要であるということならば、それは答申書をまとめた上で、会長から市長に対して臨

時に答申を出していただくということも当然あり得ます。ただ、通常そういうことがなければ、計画策定年に応じた形での答申というものをするのが審議時間を確保するという点でも優れているのではないかということで先ほどご提案をさせていただきました。

そういうわけで、原則としての取扱いというふうにご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○Ａ会長　私がほかの地域福祉計画に関わらせていただいてるんですけれども、通常ですと、諮問があって答申なんですね。になるので、今までの東大和市の諮問と答申の関係っていうのがちょっと先ほど説明させていただいたように、毎年、ほんとであれば、答申での報告っていう位置づけのものを答申って位置づけてやられてきたものを通常に戻すという形になります。ですので、今、部長が申し上げたことを例外ということではあるんですけれども、答申というよりも審議会で審議をして市長に報告をするっていうような形になるのかもしれませんので、そこも皆様方に少しお諮りしながら、できるだけスムーズにいい形で進めていっていただくというふうに思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、Ｇ委員、お願いいたします。

○Ｇ委員　情報公開について、傍聴のことなんですが、全体会のほうは傍聴ということで許可されているということですが、部会のほうは傍聴は可能なのかどうかということをお聞きしたいです。私たまたま障害のほうの今、お仕事しているんですが、割り当てられた部会が健康のほうなので、非常に障害もすごく興味がありまして、忙しいのではあまり伺えないかもしれないんですが、もし、そういった部会の日が情報としていただけて、傍聴できるものかどうかというのがちょっと気になりましたもので、部会の傍聴についてお聞かせください。

○地域福祉部長　事務局のほうからお答えいたします。

結論から申し上げますと、部会のほうも傍聴可能になってます。ただ、ちょっと考えづらいですが、例えば個人情報を扱いますとか、そういう議題によっては傍聴がなじまないものもございますので、１回１回諮る形にはなろうかと思いますけれども、そういった支障がない限りは傍聴可能な運用をしているということでございますので、当期につきましてもそのようにさせていただければと思っております。

以上です。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

東京都立東大和療育センターのＨ委員から発言を求められておりますので、お願いしたいというふうに思います。

○Ｈ委員　東大和療育センターのＨと申します。お時間を頂いて申し訳ございません。

私ども都立の施設なんですけれども、運営は、社会福祉法人の全国重症心身障害児（者）

を守る会が行っています。現在、病院が取り組むべき事項について、審議会の情報に関係ないので恐縮なんですけれども、ご紹介させていただければと思ってお時間を頂きました。

いま配っていただいている両親のつどいという冊子を法人で出しているんですけれども、この後の２ページになるんですけども、兄弟姉妹の病気問題という文章を載せております。少しだけ簡単に口頭で申し上げますけれども、障害者の親御さんにとってご自身が亡くなった後、介護をどなたに任せるか大きな問題だと思うんですけども、多くの方はご兄弟に頼みたいということになると思うんですけども、そういうふうにご兄弟が介護してくれるんであればそれはすばらしいことなんですけども、それを望まないご兄弟もいらっしゃるのも事実です。

そうした中で民法の中に、兄弟姉妹は互いに扶養する義務があるという条文がありまして、これに関しましては、法律でこう一律で強制するのはいかがなものかということをちょっと提言してることがこの文章にございます。お時間あるときにご一読いただければと思います。

そういうことで私どもの行っている活動について説明させていただきました。ありがとうございました。

○Ａ会長　ありがとうございます。しっかりと時間を取って対応させていただきたいというふうに思います。大変貴重な課題だと思います。ありがとうございました。

それでは、その他の連絡事項として、事務局から何かございますでしょうか。

○福祉推進課長　それでは、事務局から今後の予定をお伝えいたします。

先ほどの議題で決定しましたとおり、今年度は各部会が１回予定されています。今後の専門部会の開催日程等については、後日、部会ごとに各担当事務局からお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○Ａ会長　ありがとうございます。

それでは、本日、予定されていた議事が全て済みましたので、以上をもちまして会議は閉会とさせていただきたいと思います。

閉会挨拶をＩ副会長からお願いします。

○Ｉ副会長　皆様、貴重な活発なご討議ありがとうございました。公募委員の方々の貴重なご意見ありがとうございました。会場のスムーズな会の流れをつくっていただいて、答申については基本的にはやることは今までどおり毎年毎年積み重ねて、それで令和８年度末に市長に答申していく形になるかと思います。

本日は宮崎県で地震があって、南海トラフなのかどうかってなった今、気象庁が先ほどなんかしゃべってて、ああいう災害がいつ起きるかは分からないんですけどね。我々、医師会のほうの災害時の市民のための避難について前向きに考えていくわけですけれども、そういった福祉関係の方々、そして障害者の方々、そういった方々のそういった災害時に

どういう対応をしていかなきゃいけないかということも考えていかなきゃいけないなと今日もつくづく思ったわけです。

各部会におかれましても、そういったことも踏まえて、今年１年だけではなくて、来年度、再来年度と検討していっていただければと思います。

今日は皆様、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第１回東大和市地域福祉審議会を終了させていただきたいと思います。お疲れさまでした。